二　前年以前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法第三十七条の十三の二第七項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

第二十五条の十二の二第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第三十七条の十三の二第四項の規定の適用を受けようとする場合に提出する同項に規定する確定申告書には、所得税法第百二十条第一項各号又は第百二十三条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　その年において生じた法第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額

二　前号に掲げる金額を控除しないで計算した場合のその年分の法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法第三十七条の十三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他参考となるべき事項

第二十五条の十三第一項中「第三十七条の十一第三項又は第四項」を「第三十七条の十一第三項又は第四項各号」を「法第三十七条の十第三項又は第三十七条の十一第四項各号」に、「株式等」（同条第二項に規定する株式等をいう。以下この条において「株式等」という。）であつて同条第一項各号に掲げるものをいう。次項及び第三項を除き、以下この条、第二十五条の十三の四及び第二十五条の十三の七」に改め、同条第二項中「の株式等を」を「の上場株式等（法第三十七条の十四第三項に規定する上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を」に、「同項」を「法第三十七条の十一の二第二項」に、「この条、次条、第二十五条の十三の四、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七」を「この項及び次項」に、「の株式等の」を「の上場株式等の」に改め、「（法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条、第二十五条の十三の四及び第二十五条の十三の七において同じ。）」を削り、同条第三項中「、株式等」を「、上場株式等」に、「年分の株式等」を「年分の法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等の譲渡による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は上場株式等」に、「又は雑所得」を「若しくは雑所得」に改め、同条第四項第二号中「第二十五条の八第八項第二号」を「第二十五条の八第九項第二号」に改め、同条第七項第一号中「譲渡」の下に「（法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。次号、次条、第二十五条の十三の四、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七において同じ。）」を加え、「、同項」を「、会社法第百九十二条第一項」に改め、同項第二号中「第四項第一号」を「第三十七条の十一第四項第一号」に改め、同条第十項第二号中「第二十五条の十の二第十五項第六号」を「第二十五条の十の二第十四項第六号」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第十五項第七号」を「第二十五条の十の二第十四項第七号」に改め、同項第四号中「第二十五条の十の二第十五項第八号」を「第二十五条の十の二第十四項第八号」に改め、同項第五号中「第二十五条の十の二第十五項第九号」を「第二十五条の十の二第十四項第九号」に改め、同項第六号中「第二十五条の十の二第十五項第十号」を「第二十五条の十の二第十四項第十号」に改め、同項第七号中「第二十五条の十の二第十五項第十一号」を「第二十五条の十の二第十四項第十一号」に改める。

第二十五条の十三の七第一項中「及びその支払をする者」を「、支払をする者及びその交付の取扱者（法第三十八条第三項及び第五項に規定する交付の取扱者をいう。）」に改め、「第二百二十五条第一項」の下に「並びに法第三十八条第三項及び第五項」を加え、同条第二項中「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改める。

第二十五条の十四第十項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項（第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「第二十五条の八第十四項」に改め、同条第十四項中「第二百八十条第二項中」の下に「又は第三十七条の十一第三項」とあるのは「若しくは第三十七条の十一第三項」と、」を加え、「第四項（」を「同法」に、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項第一号」に、「又は租税特別措置法」を「又は同法」に、「株式等に」を「一般株式等に係る譲渡所得等若しくは同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に」に改め、同条第二号中「第二十五条の八の二第四項」を「第二十五条の九の二第四項」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第四項」を「第二十五条の九の二第四項」に改め、同項中」の下に「又は第三十七条の十一第三項」とあるのは「若しくは第三十七条の十一第三項」と、」を加え、「第四項の」を「法第三十七条の十一第一項」に、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に、「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等若しくは法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項第三号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項第七号」を「同条第十四項第七号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十の二第十五項第七号」を「第二十五条の十の二第十四項第七号」に、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に、「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等若しくは法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項第五号中「第二十五条の十の二第十五項第九号」を「第二十五条の十の二第十四項第九号」に、「第二十五条の十の二第十五項第十号」を「第二十五条の十の二第十四項第十号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「第四項の」を「第四項」に、「第四項各号」を「第三十七条の十一第一項」に、「株式等に」を「上場株式等に」に、「第二十五条の十の二第十五項第十一号」を「第二十五条の十の二第十四項第十一号」に改め、同項第七号を同項第六号とする。

第二十五条の十四の二第四項中「第二百八十条第二項中」の下に「又は第三十七条の十一第三項とあるのは「若しくは第三十七条の十一第三項」と、」を加え、「第四項（」を「同法」に、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項第一号」に、「又は租税特別措置法」を「又は同法」に、「株式等に」を「一般株式等に係る譲渡所得等若しくは同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に」に改め、同条第五項第一号中「第二十五条の八の二第四項」を「第二十五条の九の二第四項」に改め、同項中」の下に「又は第三十七条の十一第三項」と、」を加え、「第四項の」を「法第三十七条の十一第一項」に、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に、「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等若しくは法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項第二号中「第二十五条の八の二第四項」を「第二十五条の九の二第四項」に改め、同項第三号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項第七号」を「同条第十四項第七号」に改め、同項第四号中「第二十五条の十の二第十五項第九号」を「第二十五条の十の二第十四項第九号」に、「第二十五条の十の二第十四項第十号」を「第二十五条の十の二第十五項第十号」に改め、同項第七号中「第二十五条の十四の二第五項第六号」に改め、同号を同項第六号とする。

第二十五条の十五を次のように改める。

（株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例）

**第二十五条の十五**　法第三十八条第三項に規定する法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものは、国及び次に掲げるものとする。

一　法人税法別表第一に掲げる法人

二　特別の法律により設立された法人（当該特別の法律において、その法人の名称が定められ、かつ、当該名称として用いられた文字を他の者の名称の文字として用いてはならない旨の定めのあるものに限る。）

三　外国政府、外国の地方公共団体及び所得税法施行令第二十三条に規定する国際機関